

資料：委託基準

■産業廃棄物処理の委託基準（施行令第6条の2、第6条の6）

1 委託することができる者

他人の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等を業として行うことができる者であって、当該産業廃棄物の運搬又は処分等がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

2 委託契約の締結

(1) 二者間契約の遵守

運搬及び処分等を委託する場合、運搬については収集運搬業者と排出事業者の間で、処分については処分業者と排出事業者の間で、それぞれ委託契約を締結すること。ただし、運搬及び処分等を行う者が同一である場合は、この限りでない。

(2) 書面契約及び保存期間

委託契約は書面により行い、法令で定められた事項の記載、書面の添付を行うこと。

契約書は契約終了日から5年間保存すること。

【委託契約書に記載すべき事項】

一般事項	<ul style="list-style-type: none">・委託契約の有効期間・受託者への支払金額
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に関する情報	<ul style="list-style-type: none">・当該廃棄物の種類及び数量・当該廃棄物の性状及び荷姿に関する事項・通常の保管状況の下での腐敗や揮発など、当該廃棄物の性状の変化に関する事項・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項・当該廃棄物が次に掲げるものであって（平成18年7月1日以降に製造されたものに限る。）、日本産業規格 C0950 号（JIS C 0950：電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法）に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項<ul style="list-style-type: none">ア 廃パーソナルコンピュータイ 廃ユニット形エアコンディショナーウ 廃テレビジョン受信機エ 廃電子レンジオ 廃衣類乾燥機カ 廃電気冷蔵庫キ 廃電気洗濯機・当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨・第一種指定化学物質の名称及び量又は割合（第一種指定化学物質取扱業者が委託者であり、委託する産業廃棄物に第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合）・その他当該廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
情報に変更があった場合	<ul style="list-style-type: none">・委託契約の有効期間中に(2)の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項
運搬を委託する場合	<ul style="list-style-type: none">・受託者の収集運搬業の許可に係る事業の範囲・運搬の最終目的地の所在地・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、次の事項<ul style="list-style-type: none">ア 積替え又は保管を行う場所の所在地イ 保管できる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ウ 保管上限エ 安定型産業廃棄物であるときは、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

処分又は再生を委託する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託者の処分業の許可に係る事業の範囲 ・ 処分又は再生の場所の所在地 ・ 処分又は再生の方法 ・ 処分又は再生に係る施設の処理能力 ・ 最終処分以外の処分を委託する場合は、次の事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 最終処分の場所の所在地 イ 最終処分の方法 ウ 最終処分に係る施設の処理能力 ・ 法第 15 条の 4 の 5 第 1 項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
業務の終了又は契約の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 ・ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項

【委託契約書に添付すべき書面】

- ・ 運搬を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ・ 処分等を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し

3 再委託の禁止

排出事業者から委託を受けた収集運搬業者又は処分業者は、その運搬又は処分等を他人に委託してはならない。ただし、再委託の基準に従って委託する場合等は、この限りでない。(法第 14 条第 16 項)
 なお、再委託する場合は、排出事業者の書面による承諾を受け、承諾日から 5 年間保存すること。

4 事前通知（特別管理産業廃棄物のみ）

運搬又は処分等を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を文書で通知すること。

- ・ 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- ・ 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に特に注意すべき事項

5 処理業者の能力確認

広島県生活環境の保全等に関する条例（第 86 条）により、排出事業者は、次の方法により、受託者が当該廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認するよう定められています。

- ・ 受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法
- ・ 受託者の運搬車両、保管施設、処理施設等を実地に調査する方法
- ・ その他、上記と同等以上に受託者の能力を確認できる方法